

復職（就労再開）に関する確認書

自営業の方や勤務先に育児休業がない方は、以下の各項目を一読のうえ、ご回答ください。

No.	確認事項	回答
1	復職（就労再開）のご予定を次のいずれかからご選択ください。 ① 出産後、出産月の翌月から起算して3か月後の月の末日まで（例：1月出産の場合、4月末日まで）に、復職（就労再開）する。 ② 出産月の翌月から起算して4か月後の月の1日から、出生されたお子様が1歳を迎える月の末日まで（例：1月出産の場合、5月1日から翌年1月末日まで）に、復職（就労再開）する。 ③ 出産後、出生されたお子様が1歳を迎える月の末日までに、復職（就労再開）しない。 ※ ③と回答した場合、在園できる期間は出産月の翌月から起算して2か月後の月の末日まで（例：1月出産の場合、3月末日まで）となります。	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③
No.1にて①又は②と回答した方は、No.2～5もご回答ください。		
2	復職（就労再開）予定日をご記入ください。 ※ No.1にて①を選択された場合、出産（予定）日の翌日以降、出産月の翌月から起算して3か月後の月の末日までの期間内の日付をご記入ください。 ※ No.1にて②を選択された場合、出産月の翌月から起算して4か月目以降の月の1日から出生されたお子様が1歳になる月の末日までの期間内の日付をご記入ください。	令和 年 月 日
3	休業前と同じ就労日数や就労時間で復職（就労再開）します。	<input type="checkbox"/> わかりました
4	復職（就労再開）後、1か月以内に、次の書類を提出します。 ・復職の場合は、復職日を記載した「復職証明書」 ・就労再開の場合は、就労再開日を記載した「就労証明書」	<input type="checkbox"/> わかりました
5	復職証明書又は就労証明書の提出が期日までにできなかった場合は、ただちに退園します。	<input type="checkbox"/> わかりました
No.1にて②と回答した方は、次のNo.6・7もご回答ください。		
6	出産月の翌月から起算して3か月目以降の特例の預かり期間中において希望する保育必要量をご選択ください。 ※ 上記期間中は、原則、短時間の認定（1日最大8時間までの預かり）となります。ただし、家庭保育が困難な事由により8時間以上の保育が必要な場合は、標準時間（1日最大11時間までの預かり）を希望することができます。	<input type="checkbox"/> 短時間認定を希望 <input type="checkbox"/> 標準時間認定を希望
7	【No.6にて「標準時間認定を希望」を選択した場合のみ】 特例の預かり期間中も、家庭保育が困難な事由により8時間以上の保育が必要となる理由を次の中からご選択ください（複数選択可）。 <input type="checkbox"/> 出産後の保護者（母）の体調不良により長時間の家庭保育が困難なため。 <input type="checkbox"/> 母体保護等の観点から、もう一方の保護者が児童の送迎を行う必要があるが、短時間認定の範囲内での送迎が難しいため。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

上記事項について、確認し同意しました。

令和 年 月 日

住所 _____

保護者氏名 _____ 保護者氏名 _____

児童氏名 _____ (年 月 日生)

児童氏名 _____ (年 月 日生)